

メールやインターネット

をやれない人に未来はない！

前ページに示したこの原稿の表題のようなことを言って、やり方を教えてあげるからやろうと親戚のおばあさんに言ったら、『こんな厄介なものがやれなくても構わないよ。もう歳やから、あと少ししたら、あの世へ行くから、いま苦勞して苦手なこんなことのやり方を覚えても、どうせあとわずかの命しかないんだから！ 教えていらない。』ときっぱり断られました。実は私は、ずっと以前のパソコンの黎明期にパソコン入門の本を書いてベストセラーになったことがあります。さらにコンピュータ教育の先進大学のフロリダ大学へ、それに関係する情報の収集と研究のために文科省から派遣されて行ったこともあります。右に示すのが、その時にフロリダ大学からもらった職員証で、素晴らしい大学でした。なんとキャンパス内の池や川に野生のワニがいます！



私のような職業の者は、メールやインターネットがスイスイやれなければ全く仕事になりません。そのために当初からやりまくっており、何も苦労しておりません。しかもスマホが無ければ生きていけない、常にいじっている大学生たちが仕事の主な相手なので、こちらレベルが自然と上がります。彼らのこの分野における能力は本当に凄いです。文章入力速度も片手保持・親指のみでの入力です。話すスピードと同じくらいではないかと思えます。

学生などのヤング層に対して、スマホなんか得意でないシニア層のおばちゃんがゼロから始めるのは無理だと思われがちですが、そんなことはないという実例を示しますので、類似の皆さんもがんばってトライしてください。きっと色々なことがマスターできます。

その実例とは、Meine Frauのことです。携帯はずっと以前から持っていました。簡単なことしかしていませんでした。ところが数年前からス

スマホを色々と活用し始めたところ、これは大変面白いし色々な情報が入手できて楽しいとのことで、かなり勉強し、ラインなどをやるのはもちろんのこと、今やインスタグラムでバレエの先生からのオンライン配信のライブ動画を自分のスマホで受け、それでは画像が小さすぎてとても見にくいので、その画像を自宅の大型の4Kテレビにキャストイングして、その大きな画像を見ながらバレエの練習をしています。スタジオへ行つての練習もしていますが。このオンラインレッスンは、スマホ活用のほんの一例です。今やいくつかの友達のグループを作って、私以上にスマホを活用して非常に楽しんでいるようで、ラインの着信音が頻繁に鳴っています。私よりもはるかにスマホ・アクティブです。ラインのメールの長所の一つは、送った相手が読んだかどうか、既読マークですぐにわかることです。

話は変わりますが、オンラインショッピングも今やすごく進化していま

すねー。個人情報保護に反しますが、今までの各種情報検索結果や購入品リストなどをネットの会社などが勝手に集計しており、それぞれの方が何に興味あるかを調べていて、Yahooの画面の端とかに勝手に表示してきます。それを見て、あっそうだこれを買おうとなることが時々あり、便利といえば便利ですが、自分の好みが知られていて怖いのです。そして購入希望品の購入画面に入ると、ワンクリックするだけで、即購入手続きが完了するようなのもあり、その簡便さとスピードに驚かされます。もちろん必要事項は、会員になった時に前もって入力してあるのですが。このスピードについての驚きは、前夜の8時頃にワンクリックの購入ボタンを押すだけで翌朝の9時頃にはその商品が自宅に届くことです。このスピードは、いったいどうなっているのでしょうか。

また情報検索においても素晴らしいですねー。今や知りたいことが何でもすぐ出てきます。むしろ多過ぎて取捨選択に困るくらいです。このよ

うな検索をフルに活用して、自分のやっている商売の現在のトレンドや将来の予想の姿などを早く見つけて、他よりも早く対処しないと遅れを取ります。だから商売をしている個人経営者は、自分で各種情報を迅速に集めて前もって迅速に対応することのできる能力が必要です。それができない人は自滅の道があるのみで、少なくとも今後に大きな発展はありません。要するに、メールやインターネットができない経営者は、将来が心配ということです！自分自身でやるのと社員にやってもらうのでは雲泥の差ですので自分でやらねばいけません。世の中、急速に進歩し変化発展しているので、それに乗り遅れてしまったらもう終わりです。さらに今や明日は何が突発するかわからない世界の状況です。今日までは繁栄、明日は倒産もあり得る時代になってきました。世界の流れ・トレンドを迅速に把握し、機動的に対応ていかないと、今は商売繁盛していても、何もせずにボーっとしていたら後日倒産となることも今や十分にあり得るでしょう。商売も大変ですねー。いや、私も他人

事ではなく、共同開発した商品が数社から発売中なのです。その中の化粧品においては、私の名前がどこにも出ていないのでわかりませんが、結構売れています。

<https://toyokeizai.net/articles/-/174408> から以下に引用させていただきます。大物人物の堀江貴文氏は、東大とJail出身という貴重な経歴の持ち主で電話嫌いによく知られており、たとえどんなに偉い人からの電話であっても決して出ないという徹底ぶりで有名です。

堀江貴文氏「電話してくる人とは仕事するな」自分の時間を取り戻して「多動力」を発揮せよ。「ワクワクしない時間」を減らしていく。

限られた時間しかない人生。いつも多動でいるためにいちばん大事なこと。それは、1日の時間の中から「ワクワクしない時間」を減らしていくことだ。嫌な仕事はどうしたって気が進まない。効率も悪くなるし、能力だって発揮できない。そんなものを背負っていたら、身軽に、そして大量のプロジェクトを動かして生きることなんてできやしない。「自分の時間」を奪う最たるもの。それは「電話」だ。僕は「電話に出な



いキャラ」を確立している。電話で話す必然性のない用事なのに、やたらと気軽に人の電話を鳴らす者がいるが、僕は絶対に応答しない。相手がどんなに偉い人であろうが、僕は「電話に出ないキャラ」になると決めている。電話は多動力をジャマする最悪のツールであり、百害あって一利ない。仕事をしているときに電話を鳴らされると、そのせいで仕事は強制的に中断され、リズムが崩れてしまう。

ライブドア時代、僕は社員と面と向かってしゃべらないことをすごく批判されたことがある。同じフロアにいる社員や秘書にメールやチャットで指示を出していたからだ。「ホリエモンは隣の秘書にすらパソコンを使って連絡をする。なんと機械的で冷たいのか」という印象をもたれたようだ。僕だってちょっと一服したいときには、お茶を飲みながらそのへんにいるスタッフと雑談くらいは当然する。しかし、スケジュールの調整やちょっとした打ち合わせや連絡なんて、面と向かったミーティングや電話

という同期通信でやる必要はない。メールやLINE、メッセージを使った非同期通信で十分だ。

1日の中には、細かいすき間時間がたくさん発生する。そのすき間時間を利用し、非同期通信によって仕事を効率的に進めていくのだ。前時代の感覚にとらわれている人は、コミュニケーションというのは、お互い同時間に行う同期通信でなければ意図が伝わらないと盲信している。そういう人が僕の電話を平気で鳴らし、人の仕事をジャマするのだ。驚くべきことに、メールやファクスを送ったあとに「今メールを送りましたから」「今ファクスしましたから」と電話を鳴らしてくるバカもいる。

上記のような堀江貴文氏のご意見は、大筋で私も同感であり、彼ほど強烈ではありませんが、関連で以下に私に関係した実例や私の意見を書くことにします。

すなわち、シニア層でメールやインターネットが全くできない人についてです。特に仕事の関係で中小企業の経営者などに多いのですが、私がとても困ることは、こちらのTPOに構わず、自分の都合だけで相手の都合を全く考えずに思い付いたら即電話してくることです。もっとも離れて生活しておれば、今相手がどのような状態かわかりませんが。そのために、講義中、会議中、海外にいて時差があり深夜で熟睡中、昼休み時間だからいいだろうと思っても相手は時間の節約で、わざわざ昼休みにやるランチタイムセミナー中、など色々と問題がある電話着信が実際によくありました。また、私がニューヨークに滞在中に、日本からいつものように親しい人から電話があり、『先生、明日お邪魔してもよろし

いか？』という電話を受けたことがあります。日本とニューヨークの間の電話は、とてもクリアであり、日本国内同士の電話のように、はっきり大きく聞こえますので『今、ニューヨークにいますよ。』と言っても信じられないようでした。さらに別件で問題なのは、当方の事情で電話に出られないと、留守電に『電話ください。』とメッセージが入れてある場合です。こちらの用事を先方に頼んだのならいざ知らず、先方の用事なのに後で電話してくださいとは何事か！ メールで言って来い！ となります。私の携帯は、話し放題の契約がしてないので、長い時間話すと通話料金は結構高額になります。親しい人だと用件が終っても雑談に話がはずみ、知らぬ間に1時間経過ということもあります。すると後日にその電話代の請求書を見てびっくりするのです。なんと**万円単位**にもなるのです。留守電に『電話ください。』と入れた人へ、このことを知っていますか？！ たとえ雑談でも、電話代が高価になるからといっても早く切るのはケチ

臭いことであり、相手が親しい人では、話がはずんでいるのに、電話料金のために話を早く打ち切ることもできません。電話した側は何も知らずに、相手にはこんな悩みと金銭的な負担を与えているのです。しかし気の利く人は、後で電話すると、すぐに『こちらからすぐにかかけ直すので一旦電話を切ってください。』となるのです。携帯の通話料金は高いのです。この相手に電話代の負担をかけないようにするという配慮は、当然とはいえ素晴らしいです。当然のことがわからない人が多い中で。

国際電話で他人のことを言っておれません。私自身も国際電話で失敗したことがあります。すなわち、仕事のことによくメールで連絡を取り合っている、ある会社の社長さんですが、急ぎの用件が発生したので、メールではなくて携帯に電話しました。しかし、なかなか出ないので切ろうとしたら、やっと電話に出てくれましたが、とても眠そうな声でした。彼が言うには、出張でドイツにおり、その時は深夜で熟睡中だったそうで

す。それを聞いて私は謝りまくりました。

---

とにかく、メールやインターネットなどの世界へ入って、色々とやってきて実際に自分でその凄さを体験したことのない人たちには、その素晴らしさは到底わからないし、いくら説明しても本質はわからないでしょう。彼らはそのようなメールやインターネットに縁のない運命に生まれてきているので仕方ないことなのです。そんなことをするのが嫌な人に無理に薦めても、お互いにストレスになるだけですが、もはやこんなことをとやかく言うのは今だけのこと。あと10年もしたら、やれない人は皆無になるでしょう。現在の若者は全員がスイスイできるので、彼らが何歳になっても、今から何十年後でも問題なくやれます。片時もスマホを手放さず、1日に何時間もいじっていて、リモート授業を経験したような世代ですから。ダイヤル式の黒電話の時代の人とは明らかに時代が違いますねー。

# 結論として:

私個人としては、メールは私と関係のある色々な人たちとのコミュニケーション・ツールとして必須です。インターネットは各種情報収集やショッピングなどに必須です。そのために、現在では私にとって両者がなくては生活することができない非常に重要なものとなっており、スマホやiPadや何台かのパソコンを併用して毎日やりまくっています。

他人とのコミュニケーションをメールでやりまくっている現代人が、そうでない人から電話がかかってきたら、どのように感じるかわかっていないと思います。自分がそのような立場になることがないからです。

自分は自分、他人は他人ですので、メールやインターネットをやらない人は、それはそれで各自の自由ですし、私にとやかく言う問題ではありませんので、お好きなようにどうぞです。ただし、それによって他人に迷惑を掛けることだけはしないようにしてください。たとえば、相手の

TPOを無視して電話をかけてくるとかです。さらにその上に、こちらが出ないと、『電話ください』とメッセージを入れておくことです。

上記のような人を私は『Fossil 人間』と呼んでいます。そのような人は、通話にはこのような電話器が一番好きで安心できるようですねー。

しかし今の幼児には、この電話器の使い方がわからないようで、試しにトライさせたら、ダイヤルを回さずに、プッシュホンのように、数字の穴を指で押していました。





ちょうどこの原稿を書いている最中に、『京都大学におけるウクライナ学生受入へのご支援のお願い』に、同封されていた振込用紙を使って、ごくわずかな気持ちだけの支援金を送金しましたところ、下に示すような、それに対する礼状と領収書が届きました。この支援は卒業生とか関係者などでなくても、どなたでも可能ですので、これを見られた皆さまも支援してあげてください。どうぞよろしくお願ひします。

令和4年5月24日

田口 寛 殿

京 都 大 学 総 長  
湊 長 博

記

寄 附 金 額 [REDACTED]

寄 附 目 的 ウクライナ危機支援基金

敬 具

国際高等教育院  
B 202205240265

領収書番号	B 202205240265
部 局 名	国際高等教育院

寄 附 金 領 収 証 書

(寄附者) 田口 寛 様

寄附金額	[REDACTED]
------	------------

上記のとおり寄附金を領収いたしました。

令和4年5月9日

京都市左京区吉田本町36番地1  
国立大学法人京都大学

印紙税法  
第5条(2)より  
非課税

京都大学への寄附については、以下の税制上の優遇措置を受けることができます。そのためにはこの領収証書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。

- 個人による寄附
  - 所得税の控除  
所得税の寄附金控除（所得控除）を受けることができます。（所得税法第78条第2項第2号）
  - 住民税の控除  
一部の地方団体において、翌年度分の住民税の寄附金税額控除を受けることができます。（お住まいの地方団体が本学への寄附を寄附金税額控除の対象寄附金として条例で指定している場合に限り）（地方税法第37条の2及び第314条の7）  
本学を条例指定している地方団体については、お住まいの市区町村にご確認頂くか、本学ホームページにてご確認ください。（京大ホームページ・トップ → 社会連携 → 京都大学へのご支援）
  - 相続税の非課税特別  
相続税の申告期限までに相続または遺贈により取得した財産を寄附したときは、相続税は非課税となります。（租税特別措置法第70条）
- 法人による寄附  
寄附金額の全額を損金に算入することができます。（法人税法第37条第3項第2号）

(注) 1. 所得税の控除を受けようとする場合は、所得税の確定申告が必要です。確定申告書にこの領収証書を添えて所轄の税務署へ提出してください。（この確定申告で、住民税の寄附金税額控除の申告も同時に行うことができます。お住まいの市区町村への申告は不要です。）  
2. 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除のみを受けようとする場合は、所定の寄附金税額控除申告書に必要事項を記載の上、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。

No. 162188 (1500206009)

終り